

お知らせ

飼い犬、飼い猫等の避妊・去勢手術補助事業を見直します

市では、1992年度より「動物の愛護及び管理に関する法律」の趣旨に基づき、避妊去勢手術に係る費用の一部を助成してきました。その結果、当初の事業目的である「避妊去勢手術を行い繁殖制限する」という考え方が、飼い主の間で定着してきました。これを受けて、3月31日をもって飼い犬、飼い猫の避妊去勢手術補助事業を廃止します。

一方、依然、フン尿被害や子猫が生まれたなどの相談が多いことから、今後も飼い主のいない猫の避妊去勢手術の補助事業(補助金額=おす2500円、めす5000円)を継続し、普及啓発活動を行っていきます。4月1日から補助の申請方法が、手術前申請から手術後申請となり、申請様式

も変更します。
詳細は、4月1日以降、町田市ホームページ等でお知らせします。
☎生活衛生課☎722・6727

小規模保育事業所説明会

市では、待機児童解消の取り組みとして、待機児童の多くを占める0~2歳児を対象とした「小規模保育事業所」の公募を行います。募集地域は鶴川・堺地域を予定しており、各地域1園を公募します。

改修費等及び開設前の賃借料の一部を補助する予定で、開所日は2018年4月です。

【説明会の概要】

☎4月1日時点(見込み)で、いずれかの条件を満たす法人 ①東京都または神奈川県において、認可保育所、認定こども園、認可幼稚園または小規模保育事業所を1年以上運営している ②東京都認証保育所を1年以上運営している
※この他にも応募資格等の要件があります。

☎3月10日(金)午前10時30分から
場市庁舎
☎募集要件、スケジュール及び補助内容等
☎参加者氏名(ふりがな)・団体名・連絡先・質問事項を明記し、3月9日午後5時までにFAXまたはEメールで子育て推進課(fax050・3101・9459 email city2250@city.machida.tokyo.jp)へ。
☎子育て推進課☎724・4467

消費生活センター

特別相談を実施

【多重債務110番】

都と共催で、来所・電話相談を実施します。ひとりで悩まず、お気軽にご相談下さい。

☎3月6日(月)、7日(火)、いずれも午前9時~正午、午後1時~4時

【若者のトラブル110番】

若者に対する悪質商法被害防止共同キャンペーンの一環として来所・電話相談を実施します。

☎3月13日(月)、14日(火)、いずれも午前9時~正午、午後1時~4時

☎市内在住、在勤、在学の方

場消費生活センター

※午前中の来所相談受付は、午前11

時30分までです。

☎電話相談番号☎722・0001(相談専用)

☎同センター☎725・8805

大地沢青少年センター

9月分の利用~受付開始

☎市内在住、在勤、在学の方が過半数のグループまたは個人

☎3月4日午前8時30分から電話で同センター(☎782・3800)へ。

※初日の午前8時30分~午後1時の受付分は抽選、午後1時以降は申し込み順に受け付けます。

※9月5日、12日、19日、20日、25日、26日は利用できません。

町田市自然休暇村 せせらぎの里 9月分の利用~受付開始

☎市内在住、在勤、在学の方とその同行者

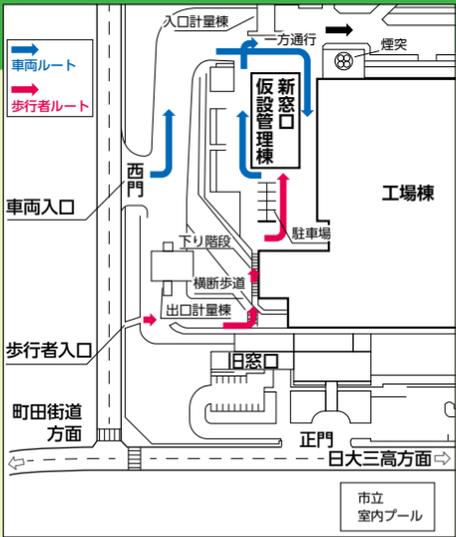
場町田市自然休暇村(長野県南佐久郡川上村)

☎3月1日午前8時30分から電話で自然休暇村(☎0120・55・2838)へ(自然休暇村ホームページで申し込み可)。

※9月12日~14日、19日~21日、28日は利用できません。

町田リサイクル文化センター建替工事に伴い 受付窓口等が変更

町田リサイクル文化センターの建替工事に伴い、3月6日(月)から、同センター内管理棟にある資源循環課と3R推進課の受付窓口を、敷地内の仮設管理棟に移設します。
また、入場口や利用者の駐車場も変更となります。正門からの入場はできなくなり、西門側の車両入口・歩行者入口からの入場となります。
※詳細は町田市ホームページでもご覧いただけます。
☎3R推進課☎797・7111



申告はお済みですか

市・都民税

申告書の提出期限は3月15日(個人事業者の消費税は3月31日)です。期限間近は窓口が大変混雑します。申告書は早めに提出して下さい。
☎市民税課☎724・2117、2114

●償却資産(固定資産税)
毎年1月1日(賦課期日)現在で所有している償却資産の内容を、1月31日までに市へ申告していただくものです。
☎資産税課償却資産係☎724・2119

事業所税

●事業所税
法人の場合は事業年度終了の日から2か月以内、個人の場合は事業を行った年の翌年の3月15日までに申告して納付して下さい。
毎年1月1日(賦課期日)現在で所有している償却資産の内容を、1月31日までに市へ申告していただくものです。
☎資産税課家屋係☎724・2118

2016年度

包括外部監査報告書がまとまりました

2016年度包括外部監査の結果がまとまり、包括外部監査人の辰巳英城氏から市長へ報告書が提出されました。

包括外部監査は、市政運営へのチェック機能を強化し、市政の透明性の向上を図り、市政に対する市民の皆さんからの信頼を高めるために、2007年度から行っています。

今年度のテーマは、「町田市の子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について」でした。

報告書は、町田市ホームページでもご覧いただけるほか、各市立図書館でも閲覧いただけます。

☎経営改革室☎724・2503



技能功労者・永年勤続従業員を表彰

市と商工会議所は、2016年度の技能功労者・永年勤続従業員の表彰式を、2月6日に市庁舎で行い、その功績をたたえました。

技能功労者は、永く同一の職業に従事し、技能及び技術の鍛錬や後進の指導育成にあたり、市民生活の向上と産業の振興に顕著な功績が認められる技能者の方が対象で、今年度は5人が表彰されました。

永年勤続従業員は、市内の同一事業所に永年にわたり勤務している方が対象で、今年度は30年以上

の勤続が23人、20年以上の勤続が24人、10年以上の勤続が47人、合計94人が表彰されました。

技能功労者の推薦業種団体、技能職名及び氏名は、次のとおりです(順不同、敬称略)。

- 【東京都理容生活衛生同業組合】理容師・貫牛利継、眺和重
 - 【堺建築組合、八王子南多摩建築組合】大工職・渋谷清司
 - 【東京都石油業協同組合】危険物取扱者・佐藤安正、高山直美
- ☎産業観光課☎724・2129

バイク・軽四輪は4月1日現在の登録状況で課税となります 廃車等の手続きはお早めに

軽自動車税は、4月1日現在、市内に定置場(使用しない時に主に駐車する場所)がある軽自動車等を所有している方に課税します。
次の①~⑥に該当する方は、登録・廃車・名義変更等の手続きを3月末日までに行ってください。
①町田市に転入し、前住所地のナンバープレートがついたバイク等をお持ちの方
②町田市外に転出する方でバイク等

をお持ちの方
③バイク等を廃棄処分し現在所有していないが、まだ廃車手続きしていない方
④バイク等が盗難にあった方
⑤バイク等を譲り受け、まだ名義変更をしていない方
⑥バイク等を他人に譲り、譲り受け人と連絡不能のため、名義変更されず、課税されている方

●125cc以下の原付バイクと小型特殊自動車=市民税課☎724・2113、忠生市民センター☎791・2802、鶴川市民センター☎735・5704(受付時間=月~金曜日[祝休日を除く]の午前8時30分~午後5時)

●125ccを超えるバイク=多摩自動車検査登録事務所☎050・5540・2033

●軽三輪・軽四輪自動車=軽自動車検査協会多摩支所☎050・3816・3104

※125ccを超えるバイク及び軽四輪等は、名義変更や廃車手続きのほか、税申告の手続きも必要です。例年、名義変更や廃車手続きが4月1日以前に済んでいるにもかかわらず、税申告の手続きがなされないために、納税通知書が発送される場合が多くあります。手続きが済んでいるか不明な場合は、市民税課で税申告手続きの有無を確認して下さい。